

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三十五卷 第六號

昭和七年十二月一日發行

論叢

制欲説の吟味……………文學博士 高田 保馬
爲替心理説の主張……………經濟學博士 谷口 吉彦
政治算術附地方算法に就きて……………法學博士 財部 靜治

時論

米專賣制の弱點……………法學博士 神戸 正雄
現代社會問題より見たる琉球……………經濟學博士 石川 興二

研究

オーヴァーストンの金融統制理論……………經濟學士 一谷藤一郎
我國の市町村義務費に就いて……………經濟學士 小山田小七

說苑

再び貨幣の主觀價值に就て……………經濟學士 柴田 敬
人口動態並行法則を論ず……………經濟學士 三谷 道麿

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
本誌第三十五卷總目錄

(禁轉載)

米專賣制の弱點

神戸正雄

緒言

米專賣制度の採否が今日、我國に於ける農村時局匡救に關聯して問題となつて居る。或論者は之を以て之が對策としては缺くべからざるものであり、且つ適切此上もなきものとまで爲す。併し反對する立場に在る者は、之を以て不都合至極のものだとする。賛成者は農村方面、並に農村に同情を有つ者に多く、反對者は特に取引所方面並に都市商人中に多い。併し案外に都市商工業者中に此案に共鳴して居るものがあり、農政家の中に却つて之が實行困難を説くもある。先頃東京商工會議所からして反對意見を公表したのを見たが、其文中には事實と異なる點もあつて、聊か其威信を失したやうである。例之、此文の中には穀物專賣の實例なしとあるけれども其は誤りであつて、現に大戰中に、瑞西で行つたこともあり、其は今止めになつて居るが、塔威には今日尙

も此が行はれて居る²⁾。單なる提案としては獨逸にて一八九四年に議會に出されたカニツの案があり³⁾、佛國に於けるジョーレンス案もある⁴⁾。部分的ではあるが一九三〇年、獨逸にて玉蜀黍の卸賣の國家獨占が行はれたといふこともある⁵⁾。で例が乏しいには相違ないけれども、兎も角此がないのではなく、そして其には農民救濟其他の上に重大なる長所を有つことも確かであり、其點に於ける重大性を高く評價すれば之が採用にも必ずしも反對することは出來ない。私自らとしても此案に對しては、むしろ同情の態度を持つるものではあるが、併し此が全然無條件に良案とはいひ兼ねるのであり、此につきて、可なりに數多き弱點の存することを見逃がすことを得ないのである。最近、同僚たる谷口、八木、兩君の之に關する著書が出たが、兩君ともに此案に同情の態度を探られ、其長所を説明することの甚だ詳なる割合に、缺點はむしろ見逃がされて居るやうである。茲に私は兩君の見逃がされた諸の弱點を指摘して、此案に賛成する者といへども、尙一應は此弱點についての考慮をも拂はれんことを冀ふものである。

第一段 經營上の弱點

(一) 創始當時に於ける困難——先づ此米專賣制を起すとして、其始めに當りて、舊來の當業者、商人にして新制度の下に地位を得ざるものに對して、相當なる賠償金を交付しなければならぬ。而かも此が政府にとりては可なり厄介なる事業であり⁶⁾、此には或かたまりたる資金を要し、其爲め

2) 八木、米價及米價統制問題、655. 以下

3) Bela Földes, ebenda. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 325-326.

4) Tyszka, ebenda. S. 326.

5) Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 683.

6) 拙著、租稅研究、八卷 232 Allix, Traité élémentaire, 6 éd. p. 487. Moll, Lehrbuch d. Fw. S. 626. Bräuer, Monopol als Form der Besteuerung (Hwb. d.

結局、公債を發行しなくてはならず、又其高さの決定についても苦情が出で、官民の間に紛争を引起すでもあらう。固よりかくの如きは何とか解決せられて、別に心配するほどのものではなからうけれども、兎も角專賣採用が、先づ以て出會はなければならぬ所の一の困難ではある。

(二) 事業持續中に生ずる不利並に困難

(A) 經營費用の増嵩——さて米專賣の行はるる結果として、果して米の生産者から消費者に達するまでの費用が幾らかでも節せらるる事を得るであらうか。之が包装荷造費、運賃、保険料、保管料などは恐らく大體、自由販賣時代と同として、先づ從來の卸賣及小賣人の營業利益が凡べて無しで濟むから、其全部が浮き上るやうにもいふが、其は彼等の大部分の者が政府の役人、專賣局下の賣捌人となることによりて納むべき給料、報償となるもあり、舊時の商人にして政府の傘下に來らざる者に對する賠償金の元利拂金として、專賣會計の負擔となつて來るものもあり、尙ほ其上にも、人が官吏として仕事に當るときに、民業に従ふに比して、官僚の通弊に陥るを免れずして、努力が鈍り、機敏を缺き、而も手續繁雜となりて、自ら一層多費となるといふこともあるのであり、官業にて民業下よりも比較的安き給料にて人を使ひ得るといふが如きことも、此場合にはいふに足らぬ効果しか生ぜず、官業下に一層多く冗員を置くの傾あることにて埋合はされ、それから官業にては、其利用する資金に對し拂ふ所の利子歩合が、民業よりも低きことを得るといふことの利益もあれども、其れとても、他方、官業にては民業下よりも資金の利用の上に一層

Stw. 4 Aufl. VI.) S. 625.

7) Allix, l. c. p. 488. Moll, a. a. O. S. 625-626. Marco, Fw. S. 245.

8) Moll, a. a. O. S. 625.

放慢になるといふことにて、打消される可能性もあり、そして齊しく政府專賣にても、酒、煙草のやうな贅澤品の場合には、民業下に於ける宣傳公告招待費などの冗費を節することに因る利益が相當に大いが、此の當面の問題たる米の專賣にては、かかるものの節減といふことはなく、大體米の商賣自體が薄利の標本ともされる商賣であるので、官業となる爲めに費用を節するといふことの六つかしいものであり、結局全體上、經營費は專賣制下に於て、前の時代と精々同一たり得るか、むしろ一層多く入るやうになる¹⁰⁾と見るのが安全である。

(B) 經營難

(い) 生産費の決定難——元來、米專賣の主要目的は公正なる米價の決定、乃至は生産者に於ける米の生産費を償ふに足る價格の決定といふ事にあるのに、其の公正なる生産費が如何なるものは之を決定することが甚だ六つかしい。精密にいふならば、生産費は各地片について凡べて異なる。同一地片としても之を利用する生産者の人の異なるによりて異り、同一片につき同一人が關與するとしても、年により時によりて異なるべきである。併し茲に專賣制度に於て生産費を定めるについては、各地片の一々の具體的生產費を見るべきではなく、全國を數區に分ちて、其の各區に於ける代表的模型的の土地につきて得たものの平均を取つたものとする外ない。處で其區の分け方、代表的土地の取り方に、先づ若干の恣意が加はるといふことがあるが、其は許すとして、更に其にて物價貨幣價値の變動の烈しき時には、時の異なるによりて全生産費中の各部の價値標準が

9) 谷口、米專賣問題、80。
10) 拙著、前出、229。Tyszka, a. a. O. S. 328. Eräuer, a. a. O. S. 627.

異なるのに、之を斟酌する事が六つかしいといふことがある。其も先づ恕するとして、更に或年の米の生産高が我邦の農業統計にては、翌年一月にならなければ分らぬことになつて居るのに、早くも各年の産米が、九十月の頃からしてポツポツと賣出さるので、之につきて其年の出來高から割出した一石當りの公正なる生産費を知らなければならぬといふ困難に出會ふ。其は各の時に於ける産米豫想高によりて割出したものに依るの外なからう。其にしても斯様な豫想高に依つたのでは精確度の乏しきものとはされなければならぬ。此も亦た致方なきこととして、更に、又其の出來秋から翌年の收穫期までの米價を全く一定としては金利の干係を考へると不公正であるから、此には或度まで金利を見て、漸騰するやうに定めて往くのが至當だとするが、併し、さうなると、今度は其について斟酌すべき金利の定め方が又、六つかしい。其には何としても恣意を免れない。だからして公正なる米價の決定は決して容易でなく、此專賣制下に決定されたる其は精密にいふと決して公正なものではなく、可なりに恣意の加はつたものといふことを免れない。

(ろ) 控除すべき農民消費額の決定難——全き生産額を政府專賣とするときには問題とならぬが、農民の自給額だけを除外する制度とするときには、其農民詳しくいへば地主及農作者の自給消費額を何う定めるか六つかしい問題になる。恐らくは農民平均一人當りの消費額を定めて、其を最高限として其限度内にて各家の希望高を自給額として、政府の買上から免することにする外ないけれども、其一人當り消費額にして最高限となるものの決定が六つかしい。農家によりては米を

消費するの割合が區々で、或ものにては其産米を、而かも米の外に雜穀を交へずして食するがあり、或ものにては其産米を凡べて賣却して、より劣等なる米を買取りて消費するがあり、或ものでは其産米をば自ら消費するが、混食をするが爲めに産米消費の割合の極めて低きがある。産米を多く賣却するものに取りては、差支ないけれども、其を主食として消費するものに取りては、夫の平均から定められた最高限の下に自給を許されたのでは困る。此の如きものには特別の寛典を許さなくてはならぬが、然し又さうなると今度は其處に之を濫用して密賣をするものを生ずることにもなる。其等は取締り得るので、まづ宜しいとして、さて各農家の爲めに控除さるる消費額について、其各家の人口もが不動でなく、此に異動があり、其は不動だとしても、各人の健康其他の事情からして米消費額に變動を生じ得る。之を豫め精確に定めることは出來ず、結局過不足を生ずる。其を何うするか。過ぎたるは翌年分へ残すことにし、不足の分は翌年分から繰上借入るといふことは出來るが、其の今年分と翌年分とが價が同じならば其れで宜しいが、其價が異なるので、其處に價の定め方によりては苦情が出で、之を農民の爲め寛大に定めると、更に濫用されるの弊を生ずる。

(は) 農民に於ける密賣の取締難——此農民に於ける米の密賣といふことは、政府が農民から買上る價格と、政府が消費者に賣渡す價格と同一であれば起り得ぬのであるけれども、其は政府財政上の都合で出來難く、此二の價の間に少くとも配給に關する費用だけ開きをつけることになるの

で、農民は政府に公然と賣る代りに、密かに之を消費者に、より高く賣らうとするやうになる。或論者は此はそんなに行はれぬだらうと見るが、¹¹⁾私は貧窮なる農民の實狀から見ても可なり之を行ふであらうと思ふ。之が取締が厄介至極であり、¹²⁾其爲めに官民の間に紛争が斷へず、更に其爲めに農民が政府を恨み、切角、農民は國民道德の維持者とまで見られたのが、之によりて打壞されることになるかも知れない。そして煙草や鹽のやうに其産地の少數の地方のみに限局されて居ると、之が取締がさして六つかしくはないけれども、米のやうに全國に普ねく生産せられるものにありては、取締が煩に堪へぬといふこともある。

(に)米の配給難——米の生産消費は全國に行亘つて居るから、之が甘く配給されるか何うか。此につき一應は心配せられる所であるけれども、併し政府とても、從來此に關與して居つた商人を使ひ得るのであるからして、左まで困ることはあるまい。或は政府にて段々經驗を累ねるときに民業時代に於ける企業者の分立して居たのとは異り、統一ある手によりて全國を統制し得るか¹³⁾らして、其配給が一層、單純にもなり、且つ之につき無用なる手数を省き得るでもあらう。

第二段 國民經濟上の弱點

(一)經濟機構變革の爲めに生ずる弱點——米專賣を實現するとすれば、之を全き産米について行へば一層であるが、假りに農家の自給米を除きたる販賣米のみにつきて行ふとしても、其が我國

11) 谷口、前出、121.

12) Allix, l. c. p. 488.

13) 八木、前出、671.

の重要産物にして且つ國民の主要生活資料であり、其分量も大で、金高も大く、生産消費の全國に行渡つたものでもあるので、之について國家が專賣を行ひ、随つて國家社會主義を採つたといふことは、之に比して重要度の低き物につきて之を行つたのとは異り、其の人心に及ぼす影響が大であり、國家は之を手初めとして色々の方面に此主義を行ふのではないかといふ疑心を生じ、此間に現代の資本主義經濟組織の全體的變革を期しての運動が勢を得來ることにもなつて、社會的動搖を生ずるのみでなく、少くとも米商業にて國營の行はれることになりただけ、營利の刺戟による人々の努力が消磨して、全體上に經濟界の發展を鈍らせるといふ嫌がある。

(二) 米價高騰より生ずる弱點

(A) 米價高騰の趨勢——專賣制となる爲めに、米價が上るか下るか、自由競争の下に比して何うかといふと農業者の爲めを計つて之を行ふとすれば勿論だが、假令、其上にも消費者の立場をも相當に併せ考へて行ふたとしても、財政上に累を來たさぬやうに經營せられる以上は、何としても此が多少は從來よりも上ることを免れない¹⁵⁾。其理由は

(い) 第一、此制度が農業者の生産費を償ふに足るやうに米價を定めなくてはならぬとする爲めに、即ち政府專賣の根本目的が農民の窮迫を匡救するにあつて、在來の米價にては彼等の生産費を償ふに足らず、其れでは彼等の經濟が立行かぬから、之を立行くやう、生産費を償ふやうにし、且つ其價格に安定を、随つては彼等の經濟にも安定を得せしめやうといふことを目標として米價

14) Bräuer, a. a. O. S. 627.

15) Tyszka, a. a. O. S. 328.

を定めるから、此點よりしても、米價は在來よりも多少高くなる可能性が大い。¹⁶⁾

(ろ)前記の、農民への生産費補償からしては米價が多少從來よりも高くなつても、米の配給經營費が、民業時代よりも一層小くなれば、米の消費者にとりての價格が在來よりも一層低くなり、又は少くとも在來と同一度であるといふことも出来る。然るに此經營費が第一段にいふやうに多少増加する可能性があるときに、前記の、農民の爲めの引上と相俟つて、消費者への價格を一層高くしない譯には往かない。尤も政府にて一般會計からして之が經費の一部を持出す方針でも取れば、此米價を一層安くし得るではあらうが、其は先づ財政が許さぬこととしなければならぬから、彼是れ考へ併せて二重に米價高騰の傾ありとする。

(は)も一つ米價高騰の可能性として、政府の計算上、若干の利益をも附加して米價を定める事より生ずるものがある。まさか政府が米の如き生活必需品の專賣からして常に純利益を擧げやうといふ收入主義には出でまいと思ふ。之については飽迄も公益主義、非營利主義にて徹底するとは思ふ。随つて之にて政府が利益を納めず、收支償ふにて足るとして經營するであらうが、併し實際となると、さう甘くは往かず、或年には自然に利益又は餘剰が浮き上り、他の時には不足が出るのを免れぬ。そしてそれにつき政府としては、五年とか十年とか長き年の間を通じて不足と餘剰とが平準せられて、收支過不足なきやうに經營するであらう。随つて此にて或は生ずべき利益も別に米價を高騰させる元素といふべきほどのものでないとも見られるが、併し更に進んで

16) 谷口、前出、83—84.

考へると、其の十年といふやうに長き期間に亘りても、右のやうな平準が必ず得られるとは限らず其處で政府が之が經營につき大事を踏んで、何れかといへば、全體上若干の利益の殘るやうに經營するといふことも生じ得る。若も實際、かやうな經營方法を採つたとすれば、其は些細ではあるが、兎も角、米價を高める一の別の元素ではある。

(B) 其影響——

(い) 消費者經濟の壓迫——前記、米價騰貴の第一の結果は、消費者の經濟を不良とすることである。其れは自由競争であつたならば消費者が受くべかりし米價安の利益を得しめぬといふことになる。其れ位の不利は消費者の經濟の大き次第では、格別大した苦痛ではないのであり、忍び得るものではあるけれども、大衆たる消費者にとりては特に或打撃である。但し又、消費者が在來の自由制下に、生産者の生産費を償ふに足らぬほどの米價を拂つて居つたのが不合理だから、茲に改めて專賣となつて、生産費を償ふ程度の米價を拂ふやうになるのは、公正に合したことであつて苦情をいふべきものでないとも見られるが、其れは併し前記米價騰貴原因中の(い)に關するだけについては當るけれども、(ろ)とはとに關するだけにては經營方法にかかるものであつて、其限りに於ては尙ほ消費者としては苦情をいふだけの根據が残る。

(ろ) 一般商工業に於ける生産費増加——前記米價騰貴の結果としては、消費者の經濟を苦しめることは上にいふ通りだが、其結果はまた自ら勞働者、使用人の給料を高めざるを得ざることに

なつて、自然、一般商工業の生産費の増加となり、其の不利に歸着しなければならぬ。¹⁷⁾
(三) 其他の弊害

(A) 米商業者の地位の變化に伴ふ損害——米專賣といふことの行はれる結果は、從來、米の商人、米取引所に關係したる人々の一大部が政府の役人になつて仕事にありつけることにはなるが、少くとも其一部の人々には其地位を全く失はしめることになり、¹⁸⁾此人々にとりては此制度の變革が大なる打撃である。勿論之に對して政府から相當の賠償はあらうが、其が果して之を償ふに足るや疑はしく、又、新しく政府部内に地位を得た者にとりても、從來の自由獨立の經濟人からして、從屬的非獨立的の官僚となることは、見様によりては其地位の低下だといふことも出来る。

(B) 米の生産量増加及品質改良に於ける停頓——米專賣となることの爲めに、在來行はれたる米に於ける増産及改良が停頓することにならずやの疑問がある。或はさういふことも想像されるやうだが、併し此點は、政府が專賣時代に定める米價が、單に農作者に就きて、其平均中間的條件を備へたものを土臺として其にて引合ふだけの生産費を補償するものであるといふに於て、従つて各の農業者は益々勤勉努力して、中等品よりも格上の品質の米を、而かも多量に作り出さうとし、又之を實現した者には其れだけの報償が得らるのであるから、此制度が彼等の生産改良の刺戟とこそなれ、²¹⁾妨害にはならぬとも考へられる。尤も其れにしても、假りに農民が皆全體として生産改良を行ひ、生産費を節し得たといふときには、其れだけにては自ら政府から保障せられ

17) Lotz, Fw. 1 Aufl. S. 605. Bela Földes, a. a. O. S. 485.

18) 拙著、前出、228. Bela Földes, a. a. O. S. 384.

19) 拙著、同前出、Bräuer, a. a. O. S. 627. Moll, a. a. O. S. 626.

20) 拙著、前出、673.

21) 八谷、前出、113—114.

支拂はるる米價が低下することになるので、彼等にとりてはつまらぬといふ事にもなり、其やうな意味の改良は鈍るといふことはある。

(C)金融梗塞の恐——政府の米買上は恐らく自然出來秋に偏傾するであらう。かくして政府が何億圓といふ巨額の米穀證券を發行するときに、金融界は能く之を消化するを得るや。一時は逼迫、いな梗塞を生ずることともならう。ただ併し此米穀證券は政府といふ信用絶大なる債務者の發行した、而かも極めて短期の公債だからして、平生事なき時には金融界から大體歓迎せられるもので、投資物として擔保品としての働きも大いから、大して心配するほどの困難を來たすまいとは考へられる。

第三段 社會政策上の弱點

上來いふ如くであるから、米專賣は大體、米の生産者供給者の地位を向上し、消費者を少くとも前の時代に於けるよりも不利とするものであるから、其爲めに社會の内部に利害の對立が尖鋭化することになり、一部の者が他部の者に對して反感をいだくやうにもなる。だからして國家が新制下に、生産者側を引上げるとしても、常に十分慎重に考量して、眞に彼等の生産費を補償する程度に米價を保つことに努め、反對者をして不公正を叫ぶの餘地なからしめるやうにしなければならぬ。尙、其上にも政府としては常に教育によりて國內の各方面にて利益の調和に關する理解

を十分に持たしめるやうにし、且つ各階級互譲の精神をも確守するやうに導く事に力を用るなければならぬ。元來、米の價につき消費者として出来るだけ安からんことを冀ふのは自然の人情ではあるけれども、同胞たる生産者をして損失を受けつつも供給せしめるのを傍觀するといふことは不公正であり、相當生産費を償ふだけのものは進んで拂ふの氣持とならなければならぬし、特に又、國內の一部のもの、特に國民中の大數を占める農民といふやうなものが生産費をも償はぬやうな經濟を立てて困窮するといふことは、都市商工民にとりても、其大事な顧客の購買力の缺乏からしての不利を受けなければならぬのであり、其の農民の經濟の復活は、やがて間接には都會商工民の復活の動力ともなつて現はれ來るであらう。かく考へ來るときに、農民、米の生産者の經濟を公正ならしめる爲めの專賣は、社會階級間の利害の公正なる調整の上からも決して不都合のことではなく、之に關する國民全體の理解をすすめなければならぬのではあるが、併し實際には、かかる理解を國民に行渡らしむることは六つかしく、常に各人各自の立場からしての利益の對立が強烈なるを見るのである。そしてかかる利害の對立は分析すると色々のものに現はれる。

(一)都市對農村——大體に於て米の生産者供給者は農村であり、都市は之が消費者である。勿論精密にいふと、都市にも往々にして農民が住居して居ることがあり、特に田畑の持主たる地主が都市に住所を構へるもあり。そして農村に住ひながらも單に商工を營み、勤勞を賣つて衣食するものがある。農業に従事しても米作以外の作物を作り、米を買食するがある。けれども、全體上

は、都市は米の消費者の集まる所であり、農村は其生産者の住所である。かくして米の價につきての政府の方策は彼等をして其立場に於て批判せしめ、其定め方如何によりては其何れかよりして反感をいだかしめ、特に米專賣制下には都市民の反感が強くなり、社會的争鬭の材料となるのである。勿論從來の制度の下には農民側の不平が烈しかつたのが、此新制に直すことによりて、此方の苦情だけをなくするを得るといふことはある。併し一難去つて他難來り、困難は其爲め一向に消滅せぬといふ嫌がある。

(二) 農村中の異元素の對立

(A) 純農村と山村漁村養蠶村等との對立——廣く農村といふ中にても米作に力を用ゐる普通の村と、水田乏しく畑作に重きを置く村、養蠶に力を用ゐる村、漁業に力を用ゐる村との對立があつて、前者にては米價の騰貴を喜ぶけれども、後者にては却つて之を喜ばぬといふ傾がある。併し後者とても米價の騰貴又は其合理化の爲めに、間接には何程かの利益をも受くるから、辛棒し得るといふことがある。けれども、直接には其利害が米作村に對して相反するので、米專賣に依る米價騰貴に反對することにもなる。

(B) 中大地主と小作人との對立——米作農村にありても、中以上の大な地主は收納する米の大部分を賣却するので、米價の高からんことを冀ふけれども、小作人に至りては往々にして其收穫する米の大部分を地主に渡し、自家で消費する米は自家の得分たる産米にては足らず、若干、外部か

ら買足しをしなければならぬといふものもあつて、却つて米價の低きを希望し、少くとも、地主に比較しては米價の高いことに利益を感ずることの薄い嫌がある。茲にもまた一の對立がある。

第四段 財政上の弱點

(一) 財政運用上の厄介

(A) 創設當時失業者に對する賠償として出す所の公債——が一の財政上の係累である。尤も此は一般會計の負擔とせずして專賣特別會計の負擔として、米價の中に込めて補償を受けることも出来る。

(B) 政府の一般公債政策上の係累——專賣會計にては前記の創設當時に公債を發行しなければならぬものの外に、運営中に、米買上の爲めに、巨額の米穀證券を發行しなくてはならず、此が政府の一般會計の直接の負擔とはならぬとしても、間接には、其の一般會計に於ける又は他の特別會計に於ける必要なる公債の信用の上に影響して、其條件をも不利ならしめる。かかる米專賣を行はなかつたならば、あるよりは多少とも不利なる條件を忍ばなければならぬやうになる。つまり此專賣が政府の公債政策に不利なりとする。²²⁾

(C) 豫算難及之に伴ふて一般會計へ損失を嫁する可能性——專賣會計にては其自らの投下資本に對する元利、減價償却、賠償金の元利を初めとして運営上の諸費をも豫算して收支相償ふやうに

しなければならぬが、此に於ける豫算といふものが六つかしく、²³⁾そして結果は豫算通りに往かず、往々にしては損失ともなつて、之を一般會計にて補充して貰ふことにもなり得る。此は確かに財政の一の厄介である。尤も此種の事は今日の米穀需給調節制にても免れなかつたことではある。

(二)國民の財政負擔の増加——廣く國民が此專賣制の爲めに被むる負擔といふときは、前に舉げた國民經濟上及社會政策上の弱點は、凡べて之に數へることが出来るのみならず、經營上の弱點中にいへる、農民の密賣取締難の反面に於ける農民にとりての其取締の厄介をも數へることが出来る。が今茲に財政負擔として國民の被むるもののみを擧げると

(A) 其の明かに財政負擔となつて、結局、租税引上にも歸し得るものは、

(い) 米商人の地位の減少より生ずる並に其殘存者の營業利益の低下より生ずる、所得稅營業收益稅などの收入減²⁴⁾並に地方稅に於ける同種のもの²⁴⁾の減少から生ずるがあり、

(ろ) 米專賣創設當時の賠償公債を一般會計にて引受るときは其元利拂、米專賣會計に不足を生ずる場合に之を一般會計に移すとして其補填金から生ずるもある。其から公債條件の不利からしての損害も同じく財政の累となる。

(B) 專賣の生ずる米價の騰貴が恰かも米消費稅に準すべきものとなつて國民負擔となるといふことがある。此は米專賣からして全體上、純利益を産まぬ方針を採る以上は、消費稅の變體が此にありとする事は出来ぬけれども、消費者にとりて見れば、此迄に比して米價が一層高くなるだけは

23) Moll, a. a. O. S. 626.

24) Allix, l. c. p. 488.

丁度米の消費税のかかると同になる。²⁵⁾ 齊しく消費税としても、關稅である場合には、其負擔の一部が外國人に歸する可能性もあり、内國消費税の普通の形式であれば、其負擔の一部が生産者商人にて分擔せらるる可能性もあるけれども、此專賣の場合には、凡べての負擔は消費者に歸する。そしてかかる生活の第一必要に屬するものの税は人頭税²⁶⁾の働きを爲して、下級人民への過重負擔となつて、²⁷⁾ 公平なる負擔の分配に反するのみならず、社會政策に反し、²⁹⁾ 租税に於て最小生活資料を免除するの趣旨にも戻るもの³⁰⁾とさるべきである。

第五段 政治上の弱點

政治上からいふと、純益のあがるやうな專賣制だと、爲めに政府が議會の監督權を無視するやうな弊害も生ずるけれども、³¹⁾ 此場合には此は問題とならぬ。ただ此にても此專賣の運用上に、政黨の勢力が及ぶことになりて、米價の決定、米の買上につき何程か不公正の事を行ふこととならぬかといふ心配はあるが、其種の事は、今日の米穀需給調節下にも多少は免れぬことであるのみならず、此專賣制下に、之が局に當る機關の組織を、一般政治とは嚴正に獨立せしめるやうにし、且つ之が施爲に對し常に嚴重に輿論の監視をも加へることによりて、餘程、夫の弊害を少くすることが出來やうかと思ふ。

25) Tyszka, a. a. O. S. 328. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 506.

26) Roscher, Fw. 5 Aufl. II, S. 33.

27) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 436. Tyszka, a. a. O. S. 262. Lotz, Fw. I Aufl. S. 605.

28) Moll, a. a. O. S. 614. Bela Földes, a. a. O. S. 485. Marco, a. a. O. S. 238. Allix, l. c. p. 482.

結 論

以上要之、米の專賣といふことは公正にして特に農民の存立を全うせしめる度の米價を公定し、農民に經濟上精神上の安定を得しめて、其の國家中堅としての天分を盡さしめ、延いて商工業民の地位をも保持せしめるといふ利益はあるのであらうが、併し之が實行經營は決して容易のことではなく、諸種の困難もあり、可なりの冗費をも伴ひ、負擔の不公平をも來たし、幾多の弊害も避けられず、見様によりては、現代の經濟機構を脅かすことにもなる。だからして之が決行には斷じて輕卒を許さず、最も慎重の態度に出でんことを望まなければならぬ。

29) Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 681

30) Bastable, l. c. p. 510.

31) 拙著、前出、231.